

桑折町設計図書等の閲覧に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、桑折町（以下「発注者」という。）が発注する建設工事、測量・調査・設計、物品購入（修繕）等（以下「工事等」という。）の入札参加希望者に公表する仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書」という。）並びに設計図書に関する質問に対する回答書（以下「質問回答書」という。）の閲覧に関する取扱いについて定めるものとする。

(設計図書等の閲覧の方法)

第2条 一般競争入札又は指名競争入札により工事等を発注する場合、発注者は、第2条第3項の規定に関わらず、設計図書及び質問回答書（以下「設計図書等」という。）の閲覧の場所及び日時を定め、あらかじめ入札参加希望者及び指名事業者に周知するものとする。

2 工事等の入札に関する設計図書等の閲覧は、発注者のホームページからダウンロードすることにより行うものとし、パスワードを付与することにより一般の閲覧を制限するものとする。ただし、ホームページに設計図書等を掲載できない場合は、入札担当課等において閲覧に供するものとする。

3 一般競争入札において、設計図書等の閲覧を希望する者は、一般競争入札設計図書等電子閲覧用パスワード照会申請書（第1号様式）を提出し、発注者は設計図書等の管理等について指示した上で、一般競争入札設計図書等電子閲覧用パスワード照会回答書（第2号様式）を交付するものとする。

4 前項に規定する申請は、入札の公告日から入札公告で定める設計図書等の閲覧期間最終日の前日までとし、照会申請のあった翌日までに回答書を交付する。

5 指名競争入札において、指名事業者は、指名通知書に記載されたパスワードにより設計図書等の閲覧制限を解除し閲覧するものとする。

(留意事項)

第3条 入手した設計図書等を当該工事等以外の用途に使用することは、不可とする。

2 入手した設計図書及びパスワードを当該入札に係る他の電子閲覧の対象者を含む第三者に譲渡、提供、賃借、閲覧に供することは不可とする。ただし、共同企業体の構成員間における場合を除く。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

第1号様式（第2条関係）
第1号様式(第2条関係)

一般競争入札設計図書等電子閲覧用パスワード照会申請書

年 月 日

桑折町長 様

住所
商号
代表者名
電話番号
メールアドレス
(作成担当者)

下記の一般競争入札の設計図書等を電子閲覧したいので、パスワードの照会を申請します。

記

入札公告年月日	
工事等名	
工事等場所	

以上

第2号様式（第2条関係）
第2号様式(第2条関係)

一般競争入札設計図書等電子閲覧用パスワード照会回答書

年 月 日

様

桑 折 町 長
(公印省略)

年 月 日付で照会のあった一般競争入札の設計図書閲覧用パスワードについて、下記のとおり回答します。

記

パスワード	
-------	--

以上

【注意事項】

桑折町設計図書等の閲覧に関する取扱要領第3条に規定するとおり、入手した設計図書等については当該工事等以外の用途への使用及び第三者への譲渡等を行わないこと。